

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険のお知らせ

国保 後期 介護

令和3年度の保険料が決定しました

7月中旬に国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の賦課決定通知書を送付します。

第1期の納期限は、8月2日(月)です。年金から差し引きされている人は、4・6月に2月の保険料額と同額が仮徴収されています。国民健康保険料の賦課決定通知書は、世帯主宛に送付します。

☎市民税課保険料係(☎0848-38-9145)

国保 国民健康保険料

■軽減の対象所得の基準が変更されました

軽減割合	世帯主と被保険者全員の前年中の所得金額の合計(令和2年度)	世帯主と被保険者全員の前年中の所得金額の合計(令和3年度)
7割	33万円以下	[43万円+10万円×(給与・年金所得者数※1-1)]以下
5割	33万円+(28万5千円×被保険者数)以下	[43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1)+28万5千円×(世帯の被保険者数)]以下
2割	33万円+(52万円×被保険者数)以下	[43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1)+52万円×(世帯の被保険者数)]以下

(※1)「給与・年金所得者数」とは、同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下の①~③いずれかの条件を満たす人の数です。

- ①給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与分を除く)
- ②令和2年12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
- ③令和2年12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

後期 後期高齢者医療保険料

■7.75割軽減が廃止されました

均等割額の軽減割合について、本来7割軽減の対象の人は、これまで軽減特例措置として一部7.75割が軽減されてきましたが、令和3年度から軽減特例措置が廃止されることになりました。

令和3年度 保険料の均等割額軽減判定の基準所得額

均等割額軽減割合	世帯主と被保険者全員の前年中の所得金額の合計	軽減後の均等割額(変更なし)
7割	[43万円+10万円×(年金・給与所得者数※1-1)]以下	年額 13,935円
5割	[43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)+28万5千円×(世帯の被保険者数)]以下	年額 23,225円
2割	[43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)+52万円×(世帯の被保険者数)]以下	年額 37,160円

(※1)「年金・給与所得者数」とは、同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下の①~③いずれかの条件を満たす人の数です。

- ①給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与分を除く)
- ②令和2年12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
- ③令和2年12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

介護 介護保険料

■所得段階区分基準が変わります

11段階に分かれている介護保険料の階層のうち、第7~9階層の対象者が次のとおり変更されました。

区分	対象者	保険料(年額)変更なし
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得が120万円以上210万円未満の人(前年度200万円未満)	94,300円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得が210万円以上320万円未満の人(前年度200万円以上300万円未満)	111,600円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得が320万円以上400万円未満の人(前年度300万円以上400万円未満)	117,300円

第1~6段階、第10、11段階について変更はありません。
※合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。

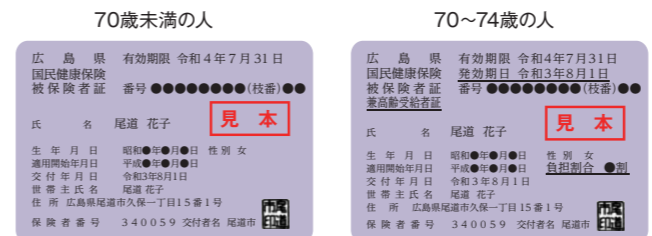
国保 後期 介護

8月1日から保険証等が新しくなります

国保

■被保険者証(保険証)の定期更新

8月1日(日)から使用する保険証(紫色)を、7月中に郵送します。8月1日以降は、新しい保険証を使用し、現在使用している保険証(橙色)は、ご自分で廃棄してください。



※このたびから、県章がなくなり、市印を黒色に変更します。また、番号の右横に2桁の枝番が追加されます。

■「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

医療機関を受診するとき、保険証に添えて認定証を提示すると、支払い時の負担が限度額までになります。現在の認定証の有効期限は7月31日(土)です。新しい認定証が必要な人は再度申請してください。

☑保険証、現在お持ちの認定証、来庁者の本人確認書類(免許証等)、世帯主と対象者のマイナンバーカード等

※適用区分「オ」か「Ⅱ」の認定後、12カ月以内の期間の入院日数が90日を超えた場合、申請により、食事代がさらに減額になります。該当すると思われる人は、入院日数が確認できる書類(領収書、入院証明書など)を持参してください。

申請場所 保険年金課、各支所(御調地域は御調保健福祉センター)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送申請も可能です。市HPの申請書に記入し、保険証のコピーを添付してください。

☎☎保険年金課(☎0848-38-9142)

後期 ■被保険者証(保険証)の定期更新

8月1日(日)から使用する新しい保険証(水色)を7月中に広島県後期高齢者医療広域連合から送付します。8月1日以降は新しい保険証を使用し、現在使用している保険証(紫色)はご自分で廃棄してください。



■「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

医療機関を受診するとき、保険証に添えて提示すると、支払い時の負担が限度額までになります。今までに認定証の手続きをしたことがあり、今年度の所得区分が非課税世帯か課税世帯(現役並み所得者ⅠとⅡに限る)の人は、保険証に同封して送付します。

☎保険年金課(☎0848-38-9135)
広島県後期高齢者医療広域連合(☎082-502-3010)

介護

■「介護保険負担限度額認定証」の更新

介護保険施設に入所したときや、短期入所サービスを利用したときに、申請により食費・居住費の負担を軽減するものです。現在の認定証の有効期限は7月31日(土)です。新しい認定証が必要な人は、再度申請してください。※初めての申請も随時受け付けています。

☑要介護・要支援認定を受けている次の要件に当てはまる人

◆8月1日から基準が一部変更されます。

利用者負担段階	対象	預貯金等の金額(夫婦の場合)
第1段階	非課税世帯(※)であること。高齢福祉年金受給者、生活保護受給者	1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	非課税世帯(※)で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階①	非課税世帯(※)で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階②	非課税世帯(※)で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超	500万円(1,500万円)以下

(※)本人・世帯分離している配偶者を含む世帯全員が市民税非課税の世帯。

☑本人と配偶者のすべての預貯金通帳などの写し(金融機関、支店名、口座番号、名義人、原則申請日直近2カ月間の残高(非課税年金を含む年金振込履歴)のわかるもの)

申請場所 高齢者福祉課、各支所(御調地域は御調保健福祉センター)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵送申請も可能です。

☎☎高齢者福祉課(☎0848-38-9118)

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。日付・時間・場所・お問い合わせ先・内容・電話・担当者・料金・持ち物・備考・ホームページ